

		遵守/ 推奨	備考
v オンライン診療システム等が医療情報システムに影響を及ぼし得るかを明らかにする。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守	※第三者機関に認証されることが望ましい
vi 医療情報システム以外のシステム（端末・サーバー等）における診療にかかる患者個人に関するデータの蓄積・残存の禁止。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守	• 2-2) に該当する場合を除く。 ※第三者機関に認証されることが望ましい
vii システムの運用保守を行う医療機関の職員や事業者、クラウドサービス事業者のアクセス権限を管理する（※）。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守	※ID/パスワードや生体認証、ICカード等により多要素認証を実施することが望ましい。またシステム運用監督者は退職者アカウントの削除など管理外になりやすい要素を重点的に監視すること。 ※第三者機関に認証されることが望ましい
viii 不正アクセス防止措置を講じること（IDS/IPS を設置する等）。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守	※第三者機関に認証されることが望ましい
ix 不正アクセスやなりすましを防止するとともに、患者が医師の本人確認を行えるように、「1-1）基本事項」における医師の本人証明と医師の所属医療機関の確認が常に可能な機能を備える。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守	※第三者機関に認証されることが望ましい
X アクセスログの保全措置。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守	• ログ監査・監視を実施することが望ましい。 ※第三者機関に認証されることが望ましい
xi 端末へのウイルス対策ソフトの導入、OS・ソフトウェアのアップデートを定期的に促す機能。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守	※第三者機関に認証されることが望ましい
xii 信頼性の高い機関によって発行されたサーバー証明書を用いて、通信の暗号化（TLS1.3 以上、やむを得ず 1.2 を用いる場合は十分な暗号強度とするよう留意）を実施する。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守	※第三者機関に認証されることが望ましい
xiii オンライン診療時に、複数の患者が同一の施設からネットワークに継続的に接続する場合には、IP VPN や Ipsec + IKE による接続を行う。	<input checked="" type="checkbox"/>	推奨	※第三者機関に認証されることが望ましい
xiv 遠隔モニタリング等で蓄積された医療情報については、「医療情報安全管理関連ガイドライン」に基づいて、安全に取り扱えるシステムを確立する。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守	※第三者機関に認証されることが望ましい
xiv 使用するドメインの不適切な移管や再利用が行われないように留意する。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守	
2-2) 医療情報システムに影響を及ぼす可能性があるシステムの場合（オンライン診療システムが、医療情報システムを扱う端末で使用され、オンライン診療を行うことで、医療情報システムに影響を及ぼす可能性がある場合、2-1)）に加えて「医療情報安全管理関連ガイドライン」に沿った対策を行うこと。			
i 法的保存義務のある医療情報を保存するサーバーを国内法の執行が及ぶ場所に設置する。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守	※第三者機関に認証されることが望ましい
ii 医療機関に対してそれぞれの追加的リスクに関して十分な説明を行い、事故発生時の責任分界点を明らかにする。	<input checked="" type="checkbox"/>	遵守	

		遵守/ 推奨	備考
iii	医療情報を保存するシステムへの不正侵入防止対策等を講ずる。	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守	※第三者機関に認証されることが望ましい
iv	オンライン診療システムは、上記の 2-1) 及び 2-2 を満たしているシステムであるかどうか、第三者機関に認証されるのが望ましい。	<input checked="" type="checkbox"/> 推奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者機関の認証としては以下のいずれかが望ましい。 一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会(HISPRO)、プライバシーマーク (JIS Q 15001)、ISMS (JIS Q 27001 等)、ITSMS (JIS Q 20000-1 等) の認証、情報セキュリティ監査報告書の取得、クラウドセキュリティ推進協議会の CS マークや ISMS クラウドセキュリティ認証 (ISO27017 の取得)</li> </ul>
<b>3. その他オンライン診療に関連する事項</b>			
<b>(1) 医師教育/患者教育</b>			
i	医師は、オンライン診療に責任を有する者として、厚生労働省が定める研修を受講することにより、オンライン診療を実施するために必須となる知識を習得する。	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守	
ii	医師－患者間の信頼関係を構築した上で、さらにオンライン診療の質を向上させるためには、より適切な情報の伝え方について医師－患者間で継続的に協議する。	<input checked="" type="checkbox"/> 推奨	
iii	患者が情報通信機器の使用に慣れていない場合については、オンライン診療支援者が機器の使用の支援を行ってもよいが、医師は、当該オンライン診療支援者に対して、適切なオンライン診療が実施されるよう、機器の使用手法や情報セキュリティ上のリスク、診療開始のタイミング等について、あらかじめ説明を行う。	<input checked="" type="checkbox"/> 推奨	
<b>(2) 質評価/フィードバック</b>			
i	オンライン診療では、質評価やフィードバックの体制の整備が必要である。質評価においては、医学的・医療経済的・社会的観点など、多角的な観点から評価を行う。	<input checked="" type="checkbox"/> 推奨	
ii	対面診療と同様に診療録の記載は必要であるが、対面診療における診療録記載と遜色の無いよう注意を払う。加えて、診断等の基礎となる情報（診察時の動画や画像等）を保管する場合は、医療情報安全管理ガイドライン等に準じてセキュリティを講じる。	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守	
<b>(3) エビデンスの蓄積</b>			
i	医師は、電子カルテ等における記録において、日時や診療内容などについて可能な限り具体的な記載をするよう心掛けるとともに、オンライン診療である旨が容易に判別できるよう努める。	<input checked="" type="checkbox"/> 推奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン診療の安全性や有効性等に関する情報は、個々の医療機関で保有されるだけでなく、今後のオンライン診療の進展に向け社会全体で共有・分析されていくことが望ましい。</li> </ul>